

改正民法―消滅時効―

令和2年4月1日に改正民法が施行されました。明治29年に民法が制定されて以来の大改正です。その一つが「消滅時効」についての規定の改正です。これまでは、職業別に時効の期間が定められており、例えば、飲食代金は1年、弁護士費用は2年、医者に支払う治療費は3年経てば相手方に通知することにより、時効だから「支払いません」と言うことができず、相手方に「時効だから支払わない」と通知する必要があります（これを「時効の援用」と言います）。

新民法では、その職業別消滅時効期間がすべて廃止され、原則として請求できることを知った時から5年に統一されました。時効期間が分かりやすくなりましたが、例えば、「飲み屋のつけ」などの飲食代金は、1年から5年になったので、飲み屋さんも、お客さんも注意してください。

参考資料：法務省発行「民法（債権法）改正」

<http://www.moj.go.jp/content/001254263.pdf>

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時(予約優先) 祝日除く

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

考えよう！
ゴミの減量化・資源化

環境センター ☎3325

ごみ減量の3つの“R”

今回のキーワード “Reduce” (リデュース)



リデュースは、ごみを減量化する3つの“R”のひとつです。

ごみになるものの発生を少しでも減らす取り組みのことです。具体例として、以下のような取り組みがあります。

- マイバッグを持って、無駄な包装は断る。
- 食べる分だけ買う。余分な食料は買わない。
- マイ箸・マイボトルを使用する。
- 生ごみはしっかり水を切るか堆肥化する。
- 耐久性の高い製品を選び、手入れや修理をしながら長く大切に使う。

お願い

中身が残っているライターやガスボンベ缶、スプレー缶が原因で、ごみ収集時に火災が発生する事案が起きました。

必ず中身を使い切ってから出してください。また、着火装置付きのストーブやガスこんろなどは、電池を必ず抜いてから出してください。